納稅通知書 決定通知書を

国民健康保険税の 7月中旬に送付します

の支払いに使われる国保運営 保険医療機関などへの医療費 皆さんが納め た保険税は

ための重要な財源です。

ず納期限までに納付をお願 します。

通知書の内容を 必ずご確認ください

軽減される場合があります所得申告により保険税が

特別徴収開始通知書を送付い ている方には、決定通知書兼 します。 税通知書と決定通知書を送付 替により納付する方には、 すでに年金天引きで納付し 窓口で納付する方、 口座振 納

基準額以下の場合、

均等割額

および平等割額が軽減されま

所得不明な方がいる場合

帯主の所得金額の合計が軽減

世帯内の被保険者全員と世

ます。

で、

所得申告が必要な方は

必ず申告してください。

【表2】

該当要件

は軽減の対象となりませんの

表1】				
	所得割	均等割 ※1人あたり	平等割 ※1世帯あたり	課税 限度額
基礎分	7.3% (7.7%)	20,000円	20,000円 (21,000円)	63万円
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	17万円

※()内は令和2年度
※所得割は、前年の所得から基礎控除最大43万円を引いた額に、各税率をか けて算出します。

負担軽減措置があります 特例対象被保険者等の

件に該当する場合、 出をしてください。 軽減されますので、 で離職された方は、 会社都合など、 特定の理 表 2 の 必ず届け 保険税が 要 由

表1のとおりです。

を改定しました。改定内容は

令和3年度の保険税の税率

保険税の税率等について

※令和2年3月31日から令和 に軽 減が適用された方につい 度国民健康保険税にこの 3年3月30日の間に離職 「減が適用されます。 令和3年度分も自動的 届け出をして令和2年

①離職日が令和2年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」 (「雇 用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること 11・12・21・22・23・31・32・33・34】

対象者の前年所得のうち、 算出方法 届け出に 雇用保険受給資格者証 (原本) 必要なもの 届出場所 国保年金課および本納支所 ※減収が見込まれる収入に係 る令和2年の所得額が0 る世帯 あること 0

の影響による保険税の減免新型コロナウイルス感染症 制度があります

あります。 税の減免を受けられる場合が 申請により令和3年度の保険 次の要件を満たす世帯は、

▼対象要件

①新型コロナウイルス感染症 により、 を負った世帯 が死亡、 または重篤な傷病 主たる生計維持者

②新型コロナウイルス感染症 少することが見込まれ、 年に比べて10分の3以上減 与のいずれか)が、令和2 の影響により、 維持者の令和3年の収入 (事業・不動産・山林・ いずれの要件にも該当す 主たる生計 次

主たる生計維持者の減少が 主たる生計維持者の令和2 見込まれる収入に係る所得 年の所得の合計額が10 を除いた令和2年の所得の 合計額が400万円以下で 万円以下であること 0

詳

かるもの

※表2の要件に該当し、 より一定の保障がされるた め、給与収入の減少による が適用される方は雇用保険 用となりません。 本減免は適用となりません。 基本手当 (失業給付)

▼受付開始

発送後です。 令和3年度当初納稅通知書

◆必要書類

①の場合

②の場合 医師の診 断書等

主たる生計維持者の令和 世帯全員 年1月以降の収入実績が分 が分かるもの の令和2年中の収入、 (国保被保険者) 所得

い合わせください。 しくは国保年金課までお

問合せ

国保年金課 (2階)

(20) 1 5 0 3 (20) 1 6 0

円

軽

またはマイナスの場合は

適